

◇警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)

(特定の種別の警備業務の実施基準)

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

種 別	警 備 員	人 数
一～三 (略)	(略)	(略)
四 交通誘導警備業務(高速自動車国道(高速自動車国道法第四条第一項に規定する高速自動車国道)または自動車専用道路(道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路)において行うものに限る)	交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上
五 交通誘導警備業務(道路又は交通の状況により都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものに限る)	交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上
六～七 (略)	(略)	(略)

「警備員等の検定等に関する規則」第二条表の四の秋田県管理道路は、以下のとおり

- 1) 高速自動車国道 … 無し
- 2) 自動車専用道路

路 線	延 長	区 間
秋田北野田線 (秋田中央 I C 接続)	0.948km	秋田市下北手松崎字巻ノ沢 101番28 秋田市下北手柳館字向田 236番2
秋田御所野雄和線 (秋田空港アクセス道路)	4.415km	秋田市河辺戸島字中田 40番 秋田市雄和椿川字小友沢 33番12
国道105号 (大曲西道路)	6.870km	大仙市内小友字中伊岡 308番3 大仙市和合字田中 164番2

「警備員等の検定等に関する規則」第二条表の五における秋田県管理道路は、秋田県公報(第1817号、平成18年10月6日付け)「秋田県公安委員会告示第144号」(交通誘導警備業務の配置基準)による。